

新旧対照表

○神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

新	旧
<p>(キャリア形成プログラムの選択)</p> <p>第7条 修学生及び修学資金の貸付けを受けた者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の17第1項に規定するキャリア形成プログラムを選択し、又は変更するときは、<u>キャリア形成プログラム選択（変更）書（第4号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 修学資金の貸付けを受けた者は、次に掲げる事情が生じた場合には、臨床研修開始（修了）届（第12号様式）又は業務等異動届（第13号様式）により直ちに知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 特定臨床研修又は<u>県外臨床研修</u>を受けたとき又は受けなかったとき。</p> <p>(2) 特定臨床研修又は<u>県外臨床研修</u>を受けた場合において、当該特定臨床研修又は<u>県外臨床研修</u>を修了したとき又は修了しなかったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達しなかつたとき。</u></p>	<p>(キャリア形成プログラムの選択)</p> <p>第7条 修学生及び修学資金の貸付けを受けた者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の17第1項に規定するキャリア形成プログラムを選択し、又は変更するときは、<u>地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択（変更）書（第4号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 修学資金の貸付けを受けた者は、次に掲げる事情が生じた場合には、臨床研修開始（修了）届（第12号様式）又は業務等異動届（第13号様式）により直ちに知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 特定臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき。</p> <p>(2) 特定臨床研修を受けた場合において、当該特定臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定医師業務に従事した期間が特定期間に達するまで、当該特定医師業務に従事しなかったとき。</u></p>